第9回国立国会図書館契約等監視委員会議事概要

開催日及び形式	和 2 年 7 月 28 日 (水) 14 時 16 時	
用惟日及い形式	令和3年7月28日(水)14時~16時 W-1- 今等システルにトスナンライン即保	
エロビサッルエロ	Web 会議システムによるオンライン開催 チョア・ルナ・オー(対象をファンデザダア)	
委員長及び委員	委員長 山本 清(鎌倉女子大学学術研究所教授)	
	: 員 石田 晴美(文教大学経営学部教授、公認会計士)	
	· 員 稲垣 隆一(弁護士)	
able after on limit and	三員 布施 伸枝(公認会計士)	\(T \text{ \ \text{ \ \exitt{ \text{ \
議事の概要	・入札及び契約に係る手続の運用状況、指名停止の運用状況等についての報告	
	抽出結果報告	
	抽出案件の説明及び審議	
審議対象契約期間	和 2 年 4 月 1 日~令和 3 年 3 月 31 日	
抽出案件	件 (備考) 案件総数 244 件	
競争入札(物品役務)	件 契 約 件 名:本庁舎で使用する電気	
	契約相手方:東京電力エナジーパートナー株式会社	-
	契約金額:基本料金単価457.65円等、電力料単位	価(その他): 13.40円、
	電力料単価(夏季): 14.41円(単価契	約:110,157,190円)
	契約締結日:令和2年4月1日	
	担 当 部 局:総務部会計課	
	契 約 件 名: ND L デジタルアーカイブシステムラ	デジタルデポジットシス
	テムの保守及び機能改修1式	
	契約相手方:株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	
	契約金額:78,698,400円	
	契約締結日:令和2年4月1日	
	担 当 部 局:関西館総務課	
	契約件名:令和2年刊行外国新聞(「Al-Nahar」	等) 1式の売買
	契約相手方:株式会社穂高書店	
	契約金額:3,399,459円	
	契約締結日:令和2年4月1日	
	担 当 部 局:関西館収集整理課	
	契約件名:国立国会図書館関西館図書館資料の製	 本施工等の請負
	契約相手方:ナカバヤシ株式会社大阪支社	
	契 約 金 額:6,530 円等41 点(単価契約:4,198,0	84円)
	契約締結日:令和2年8月18日	
	担 当 部 局:関西館総務課	
	件 契約件名:仮想化基盤提供及び統合運用作業1式	
	契約相手方:ネットワンシステムズ株式会社	•
	契約金額:1,588,785,000円	
	契約締結日:令和2年4月1日	
	担 当 部 局:総務部会計課	
 委員からの意見・質問、それに	12 = n / n · 心 切 の で	
対する回答等	/B4√√ C 40 7	
	l	
委員会による意見の具申又は 勧告		
1971 口		

別紙

主な意見・質問	回答等	
【本庁舎で使用す	- る電気】	
・予定価格の積算はどのように行っているのか。	・各事業者へ見積を依頼しているものの徴取が困難で	
	ある。積算は関係資料をもとに行っている。	
・競争環境を確保するため、どのような措置を講じているの	・応札者を増やすため、過去の状況や応札辞退事業者	
か。	へのヒアリングをもとに今年度分の調達から入札スケ	
	ジュールを後倒しにした。	
・電力需給は、夏季より冬季のほうがひっ迫がある。冬季の	・夏季の単価が高い傾向は、他府省とおおむね同様で	
単価が高いほうが適切ではないか。	ある。	
(意見)		
・今後は環境や SDGs への配慮も求められてくる。そうした観		
点も議論しておいていただきたい。		
【NDLデジタルアーカイブシステムデジタルデオ	ペジットシステムの保守及び機能改修 1 式】	
・実質的に競争が存在していたか。一般競争入札の要件が充	・一般的な技術要素で構築されており、他の事業者で	
足されていたか。	も履行可能である。CIO 補佐官の確認も経ている。	
・一者応札となった理由は何か。	・別々の事業者が開発した複数システムがまとまり、	
	規模が大きくなったことで、中小事業者の参加が限定	
	された。業界における人手不足も背景にある。	
【令和2年刊行外国新聞(「Al‐Nahar」等)1式の売買】		
・一般競争入札の要件が充足されていたか。	・アジア諸国で刊行される主要新聞であり、現地では	
	特に入手が困難な資料ではない。参加者も複数いた。	
(意見)		
・電子媒体による収集を、DXの流れ、利便性・活用という観		
点から積極的に検討すべきである。		
・国立図書館としては、直接購入・収集を担える人材を育成		
していくという観点も期待される。		
【国立国会図書館関西館図書館資	資料の製本施工等の請負 】	
・一者応札となった理由は何か。実質的に競争が存在してい	・周知はしているが、市場が縮小して事業者数が限ら	
たか。	れている。材料・機材・技術の点では、特定の事業者	
	に依存するものはない。	
・劣化・破損したものは修理ではなく、デジタル化してはど	・デジタル化は計画に沿って行っており、劣化・破損	
うか。	した資料を個別に行うようにはなっていない。	

【仮想化基盤提供及び統合運用作業1式】

- ・総合評価落札方式ということだが、技術点の最低水準は決められていたのか。
- ・競争入札の要件が存在していたか。

(意見)

- ・ベンダーロックインが発生しているのであれば、初めから 競争性なしと判断して、随意契約にする考え方もあるのでは ないか。
- ・システム構築事業者の決定時に、その先の保守やリプレイ スまでを考慮することで、保守の調達方法の選択に関して説 明責任が果たしやすくなるのではないか。

- ・最低基準を満たした上で、技術点及び価格点を加算 するようになっている。
- ・本事業は、以前は各システムでインフラを調達していたものを、統合的な仮想サーバへ集約し最適化したものであり、今回初めてリプレイスを行った。多数の事業者へ直接周知したものの、結果として応札者は限定されてしまった。より応札しやすい条件になるよう仕様を見直していきたい。